

令和8年度さいたま市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	664,664 件
(2) 年間総給水量	135,682,590 m ³
(3) 一日平均給水量	371,733 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
施設整備事業 事業費	13,004,590 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		33,905,116 千円
第1項 営業収益	32,287,405 千円	
第2項 営業外収益	1,603,631 千円	
第3項 特別利益	14,080 千円	
	支	出
第1款 水道事業費用	32,447,247 千円	
第1項 営業費用	31,556,947 千円	
第2項 営業外費用	868,538 千円	
第3項 特別損失	1,762 千円	
第4項 予備費	20,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,703,658 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,349,842 千円、過年度分損益勘定留保資金 5,240,318 千円、当年度分損益勘定留保資金 4,113,498 千円で補填するものとする。）。

資本的収入		9,384,316 千円
第1款	資本的収入	
第1項	企業債	8,981,000 千円
第2項	負担金及び寄附金	372,301 千円
第3項	補助金	31,015 千円
資本的支出		20,087,974 千円
第1款	資本的支出	
第1項	建設改良費	16,376,841 千円
第2項	償還金	3,711,133 千円

(繼續費)

第5条 繼続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	上大久保中学校非常災害用井戸更新事業	289,047	8	0
				9	206,789
				10	82,258
1 資本的支出	1 建設改良費	北部水道営業所庁舎及び工務課棟中規模修繕事業	997,590	8	97,000
				9	427,000
				10	306,000
				11	167,590
1 資本的支出	1 建設改良費	南部配水場配水ポンプインバータ盤更新事業	545,534	8	27,291
				9	381,865
				10	136,378
1 資本的支出	1 建設改良費	尾間木配水場配水ポンプインバータ盤更新事業	763,235	8	38,170
				9	534,259
				10	190,806

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
野外水道教室バス送迎業務	令和8年度から 令和9年度まで	647
野外水道講座バス送迎業務	令和8年度から 令和9年度まで	235
水道局自動車賃貸借	令和8年度から 令和14年度まで	58,163
営業系業務受託者執務室移転に伴うビジネスホン 移設業務（北部水道営業所）	令和8年度から 令和9年度まで	385
水道料金等弁護士対応未収金回収業務	令和9年度から 令和11年度まで	10,648
さいたま市スマート水道メーター実証実験等運営 支援業務	令和9年度から 令和10年度まで	28,681
さいたま市スマート水道メーターデータ提供業務	令和9年度	102
さいたま市スマート水道メーター実証実験に係る 業務	令和9年度	80
北部配水場旧ポンプ棟等解体事業	令和9年度から 令和10年度まで	194,524
南下新井配水場施設再配置詳細調査業務	令和9年度	11,704
東部幹線2系ルート（見沼用水工区）更新事業	令和9年度	204,556
東部幹線2系ルート（東部配水場南側工区）更新 事業	令和9年度	99,627
金重幹線1系ルート（北部工業団地記念公園東側 工区）更新事業	令和9年度	5,203
配水支管更新事業	令和9年度	3,525,445
消火栓設置事業（同時設置）	令和8年度から 令和9年度まで	4,455
テレメータ回線デジタル化対応業務	令和9年度から 令和10年度まで	389,400
取水用制御盤更新事業	令和9年度	24,605
地下水系ポンプ更新事業	令和9年度	90,376
無停電電源装置更新事業	令和9年度	66,062
流量計測器更新事業	令和9年度	19,264
圧力水位計測器更新事業	令和9年度	9,240
残留塩素測定計更新事業	令和9年度	4,796
排水ポンプ更新事業	令和9年度	83,433

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設整備事業	8,981,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,090,629 千円

(2) 交際費 425 千円

(他会計からの補助金)

第11条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,076,788 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、597,399 千円と定める。

令和8年2月3日 提出

さいたま市長 清水勇人